

那覇西ロータリークラブ

国際ローター 2580 地区 創立 1962 年 6 月 4 日

2018年6月20日

週報 第2524号



ロータリー:
変化をもたらす

プログラム案内

本日のプログラム

6月20日(水)

- ・点鐘・ロータリーソング
- ・点鐘・ロータリーソング
- ・会長報告・幹事報告
- ・会員卓話
- ・次回予定

四つのテスト

- 1、真実かどうか
- 2、みんなに公平か
- 3、好意と友情を
深めるか
- 4、みんなの為に
なるかどうか

「私の体験から学んだこと」
～恐れず、侮らず、気負わず～

名城政次郎会員

6月27日 立食

例会報告

第2641回(2018年6月13日)

出席報告

会員数	出席数	欠席数	出席率	前々回 訂正出席率
62名	42名	18名	70%	69%

欠席会員

名城、儀間、安里(清)、高田、具志堅、上原
大城(博)、儀部、大庭、福重、照屋(義)

慶佐次、久保、立津、城間(久)、三浦、照屋(紀)

本島会員

Make Up

安里清榮(6/7那覇東)

照屋義実(6/11那覇南)

ニコニコBOX

合計 ¥9,000 累計 ¥397,500

石川元義 1年に1回の誕生日です。

大嶺 香 大城会員、照屋会員卓話宜しくお願
います。

比嘉広明 大城先生、照屋先生卓話楽し
みしています。

大城純市 民法改正の卓話頑張り
ます。

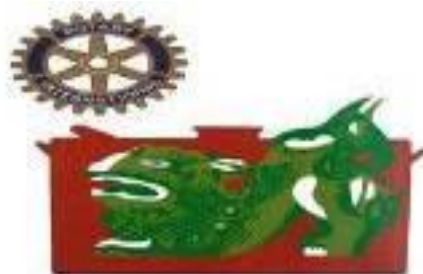
会長 大嶺 香 副会長:具志堅一真・大城純市
幹事:比嘉広明

例会日 毎週水曜日 12時30分

例会場ANAクラウンプラザホテル沖縄ハーバービュー

事務局 那覇市松山1-1-14 那覇共同ビル6階

TEL:861-7824 FAX:861-7825

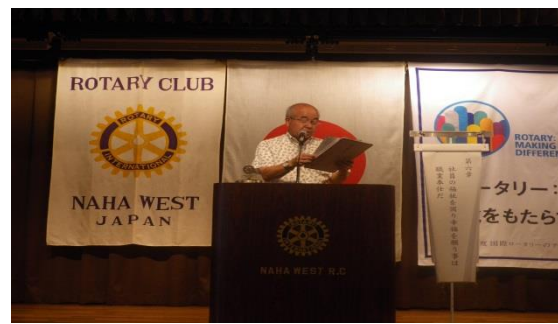


会長報告



今年度RI会長イアンライズリー氏より、環境への継
続可能性を高める活動としてロータリアン一人に付1
本の植樹を行うとうたわれております。当クラブで
は一人1本は予算的に厳しいのでクラブで桜の植樹
を行う事になりました。6月25日午後2時より、
植樹祭を行いますので、参加可能な方はお越しく
ださいようお願い致します。

幹事報告



2017-18年度「青少年交換派遣学生帰国報告・
来日学生帰国前合同報告会」

日時:2018年7月12日(木)

12:00~12:30 受付

12:30~13:10 合同例会

13:10~14:00 報告会・歓送会

会 場：沖縄かりゆしアーバンリゾート・ナハ6階

ビジター費：2,000円

※ 参加希望の会員は事務局迄ご連絡下さい。

各ロータリークラブ例会変更・休会のお知らせ

名護ロータリークラブ

(例会変更) 夜間例会

日時：2018年6月20日(水) 19:00~

石垣ロータリークラブ

(例会変更) 夜間例会

日時：2018年6月20日(水)

船上パーティーの予定(休会)

2018年6月27日(水)

那覇北ロータリークラブ

(例会変更) 国際大会へ振替

2018年6月21日(木)

(夜間例会へ変更)

日時：2018年7月5日(木) 19:00 点鐘

ビジター費 4,000円

場所： 沖縄かりゆしアーバンリゾート・ナハ
8階「シーズ」

那覇東ロータリークラブ(夜間例会へ変更)

日時：2018年6月28日(月) 18:30~

場所：ホテルロイヤルオリオン地下1階

ビジター費：5,000円

那覇西ロータリークラブ植樹祭のご案内

日時：2018年6月25日(月) 14:00~
(20分程度)

場所：波之上宮



卓話「保証人になった方がいいが・・・民法改正」

照屋俊幸弁護士



大城純市弁護士



事例「ヒージャー生産農家の保証人Rさん」

竹富町は波照間島をモデルに生産事業に力を入れている、オス24万円メス14万円でそこで、友人Fさんは観光客相手に、ヤギの生産事業を行うため、Rさんに2000万円の保証人を依頼した、しかしある日B銀行より突然連絡が入り友人Fさんが行方不明で連絡取れない為、借金5000万円を保証人であるRさんに支払うようにと連絡があった、そこで困ったRさんは大城弁護士へ相談に行った。

現行法では連帯保証人が補償責任を負う、時効や自己破産申し立てがある、個人保証は離婚や一家離散等厳しい現状がある、個人保証の過酷さを今回の民法改正で軽減するのが改正点となる。

「心配ご無用」改正点①上限の定めのない保証は無効(根保証契約)であり、②公証人による保証意思確認の手続きをふまない場合は無効である。しかし現行法では弁済義務が発生する、錯誤無効が主張出来るかがポイントになるが、同期の錯誤により錯誤無効も主張しにくい。

改正の時期は2020年4月1日より施行されますがRさんはどうなるか?改正民法としては保証人保護制度等を使い、情報開示請求を債権者に行い債務者の情報(主たる債務の履行情報提供義務)を行う事が出来る、

情報提供を開示しない場合は保証契約を取り消す事ができ、保証責任を軽減の方策がある。

現在は保証人を保護する規定が無く、裁判により不動産・動産の差し押さえや競売となります。Rさんはロータリアンですので早めに西クラブの弁護士チームに相談頂ければ色んな対応(手数料割引)が可能です。